

# 鈴鹿市運動部活動指針

平成28年3月  
鈴鹿市教育委員会

## はじめに

部活動は、学校教育の一環として、教育課程と関連付けて取り組まれる重要な教育活動である。また、誰もが放課後に帰宅することなく、その場で直ちに活動に取り組むことができる。

鈴鹿市では、公立中学校に通う生徒の約95%が部活動に所属しており、約67%が運動部に所属し、活動している。(平成27年度体育実態調査による)

生徒たちは、自分が選択した種目の活動に熱心に取り組み、教職員も、子どもたちの期待に応えようと、教材研究や教科研修、生徒指導の合間を縫うようにして、指導力向上に努めている。平成27年度に県が主催した運動部活動指導者研修会においても、本市教職員の参加について、平成26年度と比較して増加傾向にあり、指導力向上の意識が高まっている様子が見えてくる。

しかし、全国的に目を転じれば、以前から運動部活動中の生徒の事故やいじめ問題、教職員による体罰、暴言、セクシュアル・ハラスメント、などの不祥事が後を絶たず、早急な対応が求められていた。

このような状況下で、平成25年2月に政府の教育再生実行会議から、体罰禁止の徹底や子どもの意欲を引き出し、その自発的行動から成長を促す部活動指導のガイドラインの策定が提言され、同5月に「運動部活動での指導のガイドライン」が発行された。政府の動きに続いて、各県や政令指定都市も運動部活動の指導についての、指針や手引きを発行していく中、本市においても、平成28年度施行される鈴鹿市教育振興基本計画の基本事業「4-1 体力・運動能力の向上」の中での取組内容に、鈴鹿市運動部活動指針に基づいた部活動を位置づけた。

本指針は、国の「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書（平成25年5月27日運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議 文部科学省発表）をもとに、鈴鹿市として、部活動の意義や指導者の在り方、安全上の配慮や体罰の禁止等について示したものである。

市内公立各中学校において、本指針を踏まえ、創意工夫して指導にあたり、本市の運動部活動がより効果的に行われることを期待する。

平成28年 3月

鈴鹿市教育委員会

## 目 次

### はじめに

1 運動部活動での効果的，計画的な指導に向けて	・・・ 3
（1）学校組織全体で運動部活動の目標，指導の在り方を考える	
（2）活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定する	
2 運動部活動の意義	・・・ 5
（1）生徒をとりまく生活環境	
（2）生徒にとってのスポーツの意義	
（3）運動部活動の基本的意義	
3 部活動の位置づけ	・・・ 7
4 運動部活動の指導について	・・・ 8
（1）生徒の体と心の発達を大切にする指導	
（2）生徒の自主性と適切な人間関係を育てる指導	
資料	・・・ 11
1 生徒に自信をもたせ，やる気にさせる指導	
2 能動的に取り組む姿を育む指導	
3 生徒の能力を引き出すコーチングスキルをいかした指導	
5 体罰の禁止	・・・ 14
6 事故防止のための安全管理	・・・ 17
～ 安全管理の重要性 ～	
7 指導力向上に向けて	・・・ 21
（1）科学的な指導内容，方法を積極的に取り入れる	
（2）学校内外での指導力向上のための研修，研究に取り組む	
（3）校長等の管理職の理解	
（4）運動部活動のマネジメント力，その他多様な指導力の習得に努める	

### 参考文献

# 1 運動部活動での効果的，計画的な指導に向けて

## (1) 学校組織全体で運動部活動の目標，指導の在り方を考える

### ア 学校組織全体での運営や指導の目標，方針の作成と共有

運動部活動は，顧問の教員の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられるが，学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから，各活動の運営，指導が顧問の教員に任せきりとならないようにすることが必要である。

校長のリーダーシップのもと，教員の負担軽減の観点にも配慮しつつ，学校組織全体で運動部活動の運営や指導の目標，方針を検討，作成するとともに，日常の運営，指導において，必要な場合には校長が適切な指示をすることや，顧問の教員等との間で意見交換，指導の内容や方法の研究，情報共有を図ることが必要である。こうした取組の中で，体罰等が許されないことの意識の徹底を図ることも必要といえる。

目標，方針等の作成及び日常の指導において生徒の健康管理，安全確保，栄養管理等に取り組む場合には，学校内の保健体育科担当の教員，養護教諭，栄養教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得ることも効果的であると考えられる。

生徒に対しても，各部内のみならず学校内の各部のキャプテンやリーダー的な生徒が横断的に活動の在り方等について意見や情報を交換することを促すことも望まれる。

### イ 保護者等への目標，計画等の説明と理解

保護者等に対して，学校全体の目標や方針，各部の活動の目標や方針，計画等について積極的に説明し，理解を得ることが望まれる。

## (2) 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定する

### ～生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定，計画の作成～

運動部活動は，学校教育の一環として行われるものだが，生徒の自主的，自発的な参加によるものである。生徒の間には，好きなスポーツの技能を高めたい，記録を伸ばしたい，一定のペースでスポーツに親しみたい，放課後を有意義に過ごしたい，信頼できる友達を見付けたい等，運動部活動を行うに際して様々な目的，目標がある。

各運動部活動の顧問の教員は，運営・指導者としての一方的な方針により活動するのではなく，生徒との意見交換や，外部指導者との密な連携を通じて生徒の多様

な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定することが必要である。

この場合、勝つことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や指導の方針の設定が必要である。

さらに、この目標の達成に向けて、長期的な期間や各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成して、入部の際や保護者会等で生徒や保護者等に説明し、理解を得ることが重要といえる。

目標等の設定、計画の作成に際しては、運動部活動が、教育課程において学習したこと等も踏まえ、自らの適性や興味、関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促す等により、各学校の教育課程と関連させながら学校教育全体として生徒の「生きる力」の育成を図ることへの留意が望まれる。

また、活動をとおして生徒の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直していくことが望まれる。

## 2 運動部活動の意義

### (1) 生徒をとりまく生活環境

近年、社会の様々な分野において、技術の高度化、情報化等の進展が著しく、生活の利便性の向上など、私たちに恩恵をもたらしている反面、生徒を取り巻く生活環境の諸変化によって、日常生活における身体的活動の機会や場が減少している。また、生徒の意識や価値感の変化、人間形成に必要な社会性、仲間同士での思いやりや忍耐力等が失われるなど、生徒の心と体の健康をめぐる様々な問題が生じている。

### (2) 生徒にとってのスポーツの意義

スポーツは、人類にとって世界共通の文化であり、人が生涯をとおして健康で文化的な生活を営む上で必要不可欠なものである。

個人差や性差は見られるものの、身体的成熟だけでなく、人間形成においても大切な中学校期にスポーツに親しませることで、次のような効果がある。

ア 体力を向上させる。

イ 他者を尊重し、他者と協同する精神が養われる。

ウ 公正さや規律を尊ぶ態度が醸成される。

エ 克己心が培われる。

オ 実践的な思考力や判断力がはぐくまれる。

また、この時期に、豊富なスポーツ経験をすることによって、その後のライフステージにおけるスポーツ習慣の形成や健康や体力の増進に大きな影響を及ぼすと言える。

### (3) 運動部活動の基本的意義

また、中学校期は、親しい友人や仲間を積極的に求め、種々の活動をともに行う中で楽しさを体験する時期であることから、同じスポーツに興味関心を示す生徒がクラスや学年の枠を越えて集まり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような意義や効果をもたらす。

ア 保健体育科等の教育課程内の指導で身につけたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。

イ 自主性、協調性、責任感、連帯感等を育成する。

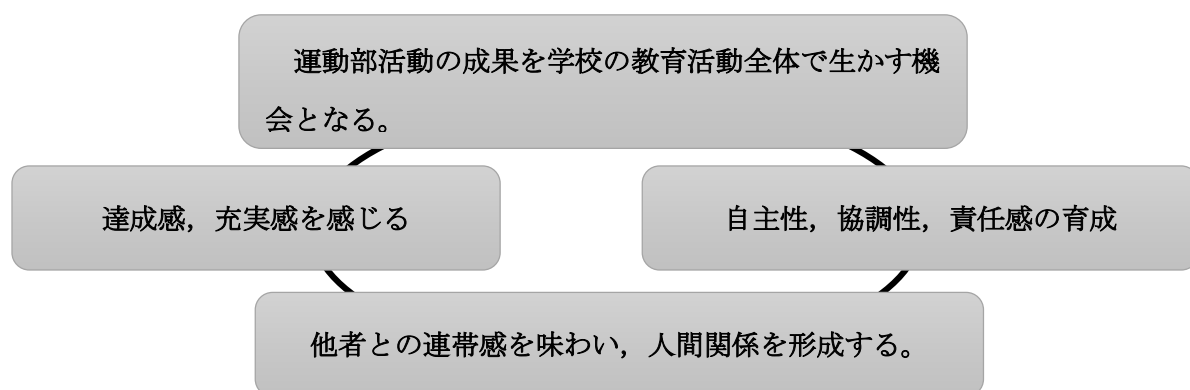
ウ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感を感じることができる。

エ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて

仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成に繋がる。

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感、さらには、スポーツをする楽しさや喜びをもたらす等の精神的充足等、心身の両面にわたる健全な発達に資するものであり、子どもたちが生涯にわたって健康で明るい生活を営むための基礎づくりとして重要である。

## 運動部活動の意義



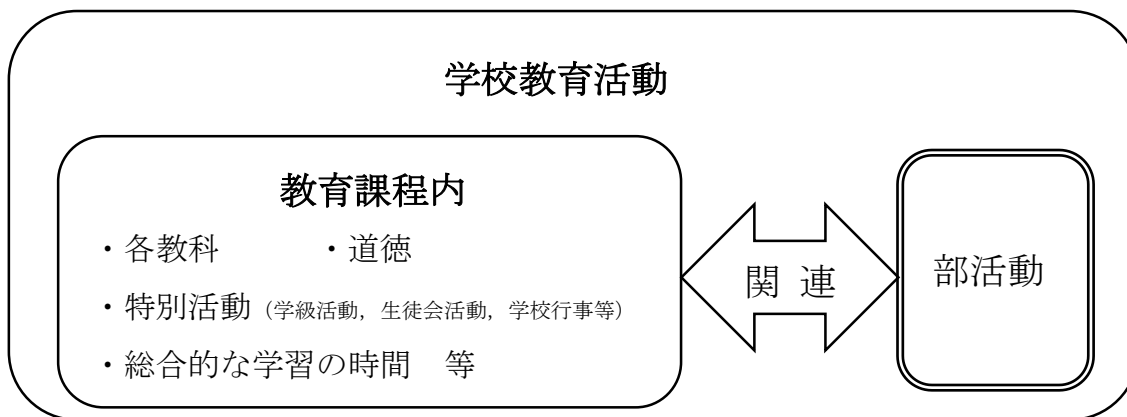
### 3 部活動の位置づけ

平成20年3月告示の「中学校学習指導要領総則」に、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、（中略）学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と明記された。【資料1】

中学校における部活動は、豊かな心と健やかな体の育成にとって重要な教育活動となっている。生徒は、部活動に参加して、スポーツや文化及び科学に親しみ、集団生活の規範意識を高め、学校生活を楽しいものにすることができる。

#### < 部活動の位置づけ >

- 部活動は学校教育の一環として、教育課程と関連付けて取り組まれる、重要な教育活動である。
- 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、「活動したい生徒」「活動できる場所と時間」「指導する顧問」の要件が満たされることにより成立する。



#### 【資料1】学習指導要領 総則 第4の2 (13)

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 (部活動の意義と留意点等)

(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携等の運営上の工夫を行うようにすること。



## 4 運動部活動の指導について

### (1) 生徒の体と心の発達を大切にす指導

中学生の時期は、身長や体重などの体のつくりや、走る、跳ぶ、投げる等の運動能力が著しく発達する時期である。また、この時期は体だけでなく、心の発達も進んでいく。こうした時期に適切な運動を経験することは、心身の発達を促進するために非常に有効である。

#### ア 年間を通したバランスのとれた活動への配慮

生徒が運動部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長を促すこと、学校生活を送ることができるようにすること、生涯にわたってスポーツに親しむ基盤をつくることができるようにすること、運動部活動で疲れて授業に集中できなくなることがないようにすること等が重要である。休養日なく練習したり、むやみに長時間練習したりするのではなく、年間を通して、

- ① 一年間を試合期、充実期、休息期に分けて活動の計画を立てること
- ② 参加する大会や練習試合を精選すること
- ③ より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること
- ④ 一週間の中で適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること
- ⑤ 一日の練習時間を適切に設定すること

等を考慮しつつ、計画を作成し、指導を行っていくことが必要である。

これらは、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、心理面での疲労回復のためにも重要と言える。

#### 運動部活動における休養日等の設定（例）

- ① 中学校の運動部活動では、週当たり1日以上休養日を設定する。
- ② 効率的な練習を行い、長くとも平日は2～3時間程度以内とする。

#### イ 生徒の心理面を考慮した肯定的な指導

運動部活動での経験は、生徒の知的、情緒的、社会的な発達を促し、自己理解を促進し、望ましい自我意識を形成することに大きな影響を与え、豊かな人間性を養う。

指導者は、生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫、生徒のよいところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導、叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれる。思春期の心の特徴を考慮し、指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意を払う必要がある。

また、それぞれの目標等に向けて様々な努力を行っている生徒に対して、評価や励ましの観点から積極的に声を掛けていくことが望ましい。

#### 思春期の心の特徴

- ① 親や友達と異なる自分独自の内面の世界があることに気づきはじめるとともに、自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索しはじめる時期である。
- ② 大人との関係よりも、友人関係に自らへの強い意味を見いだす。仲間同士の評価を強く意識する反面、他者との交流に消極的な傾向も見られる。
- ③ 他者の気持ちを理解した上で、必要な時には自己主張もできるようになっていく。仲間と心を合わせた協力やルールやマナーを守った競争ができるようになる。

### (2) 生徒の自主性と適切な人間関係を育てる指導

#### ア 生徒が主体的に自立して取り組む力の育成

指導者は、生徒が主体的に自立して取り組む力を、指導を通して発達の段階に応じた次のような手順で育成することが重要である。

- ① 個々の生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題を自ら設定し、運動部活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について理解する。
- ② 自ら設定した課題の達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげる。
- ③ 生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道立てて話し合う活動等により目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげる。

教育課程の各教科等での思考力・判断力・表現力等の育成とそのための言語活動の取組と合わせて、運動部活動でも生徒が主体的に自立して取り組む力の

育成のための言語活動に取り組めるようにすることが必要である。

イ 生徒の状況の細かい把握，適切なフォローを加えた指導

活動の目標によっては大きな肉体的及び，精神的負荷を与えた条件の下での練習も想定されるが，指導者は，個々の生徒の健康，体力等の状況を事前に把握するとともに，練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり，疲労状況や精神状況を把握したりしながら指導することが大切である。また，キャプテンの生徒は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため，適切な助言，その他の支援に留意することが大切である。

指導者が試合や練習中に激励等として厳しい言葉や内容を生徒に発することもあり得るが，競技，練習継続の意欲を失わせるようなものは不適切である。

生徒の心理についての科学的な知見，言葉の効果と影響を十分に理解し，厳しい言葉等を発した後には生徒へのフォローアップについても留意することが必要である。

ウ 上級生と下級生，生徒の間の人間関係形成，リーダー育成等の集団づくり

運動部活動は，複数の学年の生徒が参加すること，同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること，生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち，学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められる。

指導者は，生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに，協調性，責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成，生徒への目配り等により，上級生による暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要である。

○ いじめ相談窓口

いじめSOSテレフォン (TEL) 382-9250

いじめSOSメール (e-mail:ijime-sos@city.suzuka.lg.jp)

子ども家庭支援課相談電話 (TEL) 382-9140

子ども人権相談 (TEL) 384-7422

○ 部活動の指導に関する相談窓口

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課 (TEL) 382-9028

## 資料

- ・ 和歌山県教育委員会「運動部活動指導の手引き『大切なことは何か？効果的な部活動を目指して！』」
- ・ (公財)日本体育協会 公認スポーツ指導者テキスト より引用

### 1 生徒に自信をもたせ、やる気にさせる指導

#### 上手なアドバイスの仕方、褒め方

積極的な挑戦には称賛を惜しまず、長所を見い出して褒め、そのようなところから、生徒自身に、自らの才能を気付かせるようにすることが大切である。

生徒一人一人が自らの考えで何事にも積極的に取り組み、挑戦する姿勢を育てるためには、指導者は生徒が挑戦する態度を全面的に認めた上で、さらに意欲が高まるように、効果的な言葉がけ（アドバイスや質問）をする。さらに、ミスをしてでも寛容に受け止め、更なるスキルアップへのきっかけに繋げる姿勢が必要となる。

#### 1 積極的なミスをしたときに、掛けたい言葉

- 「ナイスライ！次はきっとうまくいく。」
- 「どうしてうまくいかなかったのだろうか。○○（生徒の名前）はどう思う？」
- 「どこに注意すればよかったのかな。」「次は、それを気をつけてみよう。」

#### 2 アドバイスを聞き、自分で考えた結果、よい動きができたときに、掛けたい言葉

- 「よくできた！つぎはもっとうまくいくよ。」

このように、ミスを責めるのではなく、生徒自身に修正するチャンスを与えることが大切となる。このことから、生徒自身が自分のミスを振り返り、具体的な改善方法を自分で考え、行動に移す姿を期待することができる。

日頃から、こうした言葉掛けを重ねていくことで、生徒には自分で考える能力が育ち、自分で理解しようとする力が身に付き、身に付けた能力が定着する。今求められているのは、厳しい指導だけでなく「話を聴く」「認める」「責任を持たせる」「褒める」指導者である。

指導者が、生徒に対して、「能力」があることを気付かせる言葉や態度を表すことによって、生徒一人一人の自己肯定感が高まり、持っている能力を発揮しやすくなる。しかし、頭の中で理解していても「なぜできないんだ、何度言ったらわかるんだ！」と、

つい怒鳴ってしまう時もある。なぜミスをしたのか、なぜうまくできなかったのかは、ミスをしてしまった生徒自身が一番よく分かっているはずである。練習したとおりの動きができなかった自分自身に腹を立てていることも有り得る。

そんな時に指導者から、容赦ない言葉が浴びせられると、「次は失敗できない。」「またダメだったらどうしよう。」と逆に萎縮して、思い通りの動きができなくなる。そのことで、また厳しい言葉を浴びてしまい、生徒がやる気を失っていく、という負のスパイラルに陥ってしまう。

## 2 能動的に取り組む姿を育む指導

生徒に対して、言葉のみで様々な指示をする前に、まず自らの目で生徒一人一人の運動の様子を『観察』し、全ての生徒の強み、弱みを把握する。そして、見つけ出した強みについて、「良くできているから、そこを少しずつ伸ばしていこう。」といった形で『承認』を行う。このことによって、その生徒は積極的に自分の強みをのばす取組を始める。さらに、取り組み始めたことを指導者が、「この頃、よく頑張っているな！」と『承認』することで認められた生徒は嬉しさが募り、もっと上手になりたいと自ら意欲を育む。プレイヤーを『承認』することは、指導者が常に意識すべきことである。

## 3 生徒の能力を引き出すコーチングスキルをいかした指導

### 3つの基本的なコーチングスキル

#### 1 オープンクエスチョン

「どうして、その練習がしたいのか」「どこを伸ばしていきたいのか」など、「はい」「いいえ」で答えることができず、生徒自身に考えさせるための「5W1H」の質問

#### 2 クローズドクエスチョン

「はい」「いいえ」で答えることができる質問

#### 3 沈黙

### (1) オープンクエスチョンの効果

「今、一番悩んでいることは何？」などといったオープンクエスチョンを生徒にし、積極的に考えを聞くようにすることで、生徒の頭の中の問題意識が呼び起こ

されて、自分で考えることが始まる。こうすることで、生徒の積極的な思考を引き出すことができるとともに、生徒自身が新しい課題を見つけて練習に取り組むよい循環が生まれる。

## (2) クローズドクエスションの効果

あまり会話が得意でない生徒に対しては、「キミの言っていることは〇〇ということだよな。」等とクローズドクエスションをすることで、生徒を認めることにも繋がる。また、「元気か」「練習はうまくいってるか」等のクローズドクエスションによって、会話の滑り出しをスムーズにすることもできる。

## (3) 沈黙の効果

ときには「沈黙」が効果を生むことがある。指導者が、生徒にオープンクエスションやクローズドクエスションで質問をしても、すぐに返事ができないことがよくある。このとき、生徒は何も考えていないのではなく、言語スピードの何倍ものスピードで頭の中でいろいろなことを考えている。そのとき、指導者が一方的に話を切り出し、生徒の思考を止めてはいけない。

指導者は、じっと「沈黙」を続けることも大切である。ある程度の時間がたっても答えが出せない場合は、「先生はこう思うけど、キミはどう？」と話を進めてみたり、「また、聞くから明日までに考えておいてね。」などと、落ち着いて考える時間を与えてみたりすることも効果的である。

## 5 体罰の禁止

運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要である。

学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。

体罰は、指導とは異なる、明らかな暴力行為であり、学校教育法【資料2】で明確に禁止されている決して許されない行為である。

これまで体罰を「指導方法のひとつ」、「指導の一環」と捉える向きもあったが、そのような考えは改めるとともに、本市が思いを一つにして、運動部活動をはじめ学校の教育活動全体における体罰根絶に向けて、外部指導者や地域とともに取り組まなければならない。【資料3】【資料4】

また、「何度言ったらわかるんだ、やめろ。」「おまえは使い物にならない。」「○○部をやめろ。」などの発言は、単に生徒の人格を傷つけ、自尊心を損なわせるだけの発言であるとともに、言葉の暴力であり、許されるものではない。

【資料2】学校教育法（昭和22年3月31日 法律第26号）（抜粋）

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

【資料3】平成25年3月13日付け文部科学省通知

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）（抜粋）

部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養（かんよう）等に資するものであるといった部活動の意義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要です。



### 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

①殴る、蹴る等。

②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負担を課す。

(例)

・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。

・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。

・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。

・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。

⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記に該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

## 6 事故防止のための安全管理

### ～ 安全管理の重要性 ～

一般的に事故は、生徒の行動や活動による要因と活動環境の要因との係わり方において、多くは双方に適性を欠いた状況の下に発生するものと考えられる。

生徒の行動が適切ではなかったように見える場合でも、逆に施設・設備に不備があったように見える場合でも、事故発生の経緯を考察すると、いずれか一方に原因があることは稀であり、多くは生徒の行動と施設との相関関係において発生していることが多い。

しかし、事故の原因として、施設・設備の使われ方が適正であったか、さらには施設・設備に不備がなかったか、の観点から究明される場合が一般的である。

このことから、安全管理では、生徒に対する直接的な行動規則や危険に対しての予知・判断能力の育成が必要であるとともに、安全点検により、施設・設備等の状態を把握し、危険個所があった場合、速やかに修理・撤去しなければならない。

### ア 生徒の行動や活動による要因からみた事故防止

思春期を迎える中学生は、心身ともに大きく成長する。しかし、危険に対する判断力が未発達であるため、その動作・行動が予期せぬ事故を招くことが多い。安全に対する意識付けを行う際には、規則を守ることを強制したり、指示的な指導をしたりするよりも、安全規則を遵守することの意義や安全な行動を取ることの理由を明確に示すことが大切である。具体的な場面を用いて、自分や他者の危険を予測し、どのようにすれば安全が確保できるのか、その知識と技能に、まず目を向けさせることが重要である。

指導者は、生徒の行動に目を配り適切に対処するとともに、生徒自らが危険を回避することができるよう、安全学習・安全指導と関連づけ、危険に対しての予知・判断能力の育成に努めなければならない。

#### **生徒の行動や活動による要因に対する指導者の配慮事項**

- ① 体調、天候等を考慮し、場合によっては活動内容を修正する。
- ② 安全で、活動しやすい服装に整えさせる。
- ③ 心身の状態の把握に細心の注意を払う。
- ④ 準備運動、整理運動を十分に行わせる。

- ⑤ 活動内容が，生徒の発育・発達及び技能水準に適した内容であるか検討し，段階的な指導を行う。
- ⑥ ルールを守らせ，乱暴かつ粗雑な動きをしないよう指導する。
- ⑦ 運動中の衝突等がなく，安全に活動できているか，注意を払う。
- ⑧ 施設・設備・用具の安全な使用方法について事前に指導する。
- ⑨ 生徒に対し，練習前後の施設・設備の点検や用具の手入れ等を習慣づける。

## イ 活動環境の要因からみた事故防止

安全点検の対象や内容は多岐にわたる。また，安全点検の対象である学校環境は常に同じ状態にあるわけではなく，季節あるいは時間，自然災害等により劇的に変化するものである。このことから，安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ，環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性がある。

指導者は，生徒の活動場所について，下記のような観点や方法で，その日の活動の前に施設・設備及び器具・用具に不備がないかを点検し，安全についての確認を行うことが大切である。

なお，使用する器具・用具は，生徒の発育・発達や運動能力に応じたものを使用するよう配慮しなければならない。

### **点検箇所と点検の観点**

#### ① 体育館

床板や壁面の破損状況，電源等の安全，体育施設や体育用具の破損の有無，取付け口や固定口の破損の有無等について確かめるとともに安全管理に配慮する。

#### ② 運動場

地面の勾配，凹凸の状態，排水の状態等について点検し，危険物（ガラス，石，くぎ等）の除去を行い，常に安全な状態に整備しておくよう配慮する。

#### ③ 体育の固定施設，移動施設

固定施設については，遊具，鉄棒，野球場等のバックネット等の破損の有無や周囲の状態，設置状態，砂場，掲揚塔等の塔の状態について常に安全を確かめ，けがが起こらないようにしておかなければならない。

また，サッカー，ハンドボールのゴールポスト等の移動施設については，特に固定の状態，破損の有無を確かめるとともに，移動した場合，固定状況の点検を実施する。

#### ④ 運動用具等の倉庫

生徒のけがの中で、運動や勤労生産的活動のための用具の撤去や収納の際に起こるものも決して少なくない。したがって、それらの倉庫や用具室の整理・整とんに努めるとともに、常に施錠ができる状態になっているかの確認が必要である。また、石灰による角膜損傷等の報告もあることから、用器具等の保管状態や取扱い、生徒等の出入状況等についても十分に配慮する。

#### ⑤ プール

プールについては、浄化・消毒装置やシャワー、洗眼器などの設備が設置目的に合った機能を果たしているか、それが安全に使用されているか、また、プールの中に危険物や異物等が混入していないか、プールの排水口、プールサイドやプールの周囲が安全な状態に保たれているか等について、常に確認しておくよう配慮する。

#### ⑥ 足洗い場

足洗い場は、水飲み場と同様、多数の生徒等によって同時に使用される場所であり、周囲の危険物の有無、周囲が滑りやすくなっていないか、排水の状態等について確かめ、安全な状態が保たれるように配慮する。

### **安全点検の方法**

安全点検の方法は、単に観察するだけでなく、次の方法を複合して行うことが必要である。

- ① 目視…… 歪み、亀裂、摩耗、腐食、異物の有無等について、あらゆる角度から注視する。
- ② 打音…… 金づち等で叩いて、ボルト、ナットのゆるみや本体の損傷、腐食等を見る。(腐食の状態を調べるためには、金づちの先のとがった部分で叩いてみる。)
- ③ 振動…… 揺り動かす等して振動を加えてみる。
- ④ 負荷…… 押す、引く、ねじる等して負荷を加えてみる。
- ⑤ 試薬…… プールなどの水質検査は、薬品を使用して検査を試みる。

### **安全点検表等の作成**

安全点検を効果的に実施するためには、安全点検表や集計表等を作成し、それに基づいて行うことが望ましい。

点検表等作成に当たっては、次の事項に留意することが大切である。

- ① 点検の場所・用具別に分けて、それぞれ作成しておく。

- ② 各点検場所・用具に応じて、点検の対象や観点・方法を検討し、点検項目を作成する。
- ③ 点検表には、点検年月日、点検の判定結果、不良箇所の状況が記入できるようにする。

#### **安全点検の事後措置**

安全点検の最終的なねらいは、事後措置にあることから、この措置に当たっては、使用場所の変更、立入禁止、使用禁止等の措置を速やかに講じ、次いで危険の程度や状態に応じて危険標識の明示、修繕または取り替え、危険物の撤去等が即時的に行われるようにする。

指導者は、事故を恐れるあまり、生徒の活動を制限するのではなく、積極的にスポーツ活動を推進するなかで、事故防止に最大限の配慮をすることが大切である。

#### **事故発生時の対応**

- 各学校で作成した「危機発生時対処要領」における、「授業中の事故」等の記述内容を確認し、事故発生時に参照のうえ、適切に対処する。
- 学校管理下における危機管理マニュアル（三重県教育委員会発行）を参照し、適切に対処する。

## 7 指導力向上に向けて

### (1) 科学的な指導内容，方法を積極的に取り入れる

指導者は，効果的な指導に向けて，自分自身のこれまでの実践，経験にたよるだけでなく，指導の内容や方法に関して，大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの，研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの，新たに開発されたもの等，スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し，指導において活用することが重要である。

事故防止，安全確保，生徒の発達の段階を考慮せず肩，肘，腰，膝等の酷使によるスポーツ障害を防ぐことのためにも望まれる。

### (2) 学校内外での指導力向上のための研修，研究に取り組む

指導者は，国，地方公共団体，大学等の研究者，関係団体，医学関係者等による研修，講習や科学的な知見，研究成果等の公表の場を積極的に活用することが必要であり，学校の教育課程での担当教科等や生徒指導上での指導の内容や方法の研究と同様に，運動部活動での指導方法等についても積極的な実践研究が望まれる。

学校内や地域の研究会等で，顧問の教員同士で共同して研究したり，研究成果を情報共有したりしていくことも指導力の向上につながる。

### (3) 校長等の管理職の理解

運動部活動は学校教育の一環であることを踏まえ，校長等の管理職は，学校組織全体での取組を進めるために，運動部活動の意義，運営や指導の在り方について理解を深めることが重要といえる。

### (4) 運動部活動のマネジメント力，その他多様な指導力の習得に努める

指導者は，運動部活動が総合的な人間形成の場となるよう，当該スポーツ種目の技術的な指導，ルール，審判に係る内容とともに，生徒の発達の段階や成長による変化，心理，生理，栄養，休養，部のマネジメント，コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し，多様な面での指導力を身に付けていくとともに，それらを向上させることが望まれる。

## 参考文献

- ・ 運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議（文部科学省）  
「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書 ～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」  
平成25年5月27日  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/\\_icsFiles/afieldfile/2013/05/27/1335529\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/_icsFiles/afieldfile/2013/05/27/1335529_1.pdf)
- ・ 学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）  
平成13年11月30日初版発行 平成22年3月31日改訂版発行
- ・ （公財）日本体育協会 公認スポーツ指導者テキスト
- ・ 和歌山県教育委員会  
「運動部活動指導の手引き『大切なことは何か？効果的な部活動を目指して！』」  
平成26年3月  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/.../undoubukatudousidou.pdf>
- ・ 広島県教育委員会  
「魅力ある運動部活動の在り方」  
平成22年3月  
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/09spr-cul-supoken-h22-miryokuaru-index.html>
- ・ 横浜市教育委員会  
「【改訂版】横浜の部活動」☆☆部活動の指針☆☆  
平成27年3月  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/gazo/bukatushishin2015.pdf>
- ・ 大阪教育法研究会  
大阪高法研ニュース 第170号  
平成9年2月  
<http://kohoken.s5.pf-x.net/cgi-bin/folio.cgi>
- ・ 宮城県教育委員会  
「子どもの心に灯をつける」運動部活動の指導- 体罰の根絶に向けて -  
<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/229509.pdf>  
平成25年9月

平成28年3月発行  
鈴鹿市教育委員会  
教育指導課